

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（平成二十九年一月二十三日死亡、住所：武藏野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行つた結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

(1) 国分寺市東西町五丁目六番
宅地 八拾九平方メートル
○○社債 券面額 六百万円
現金 七拾万円

一 相続人朝日花子が取得する財産

(1) 武藏野市南北町四丁目八番
宅地 参百弐拾八平方メートル
右同所同番地 家屋番号八番
木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル
右居宅内にある家財一式
○○電力株式会社の株式 壱千株
株式会社○○製作所の株式 壱千五百株

二 相続人朝日一郎が取得する財産

株式会社朝日商店の株式 四万五千株
○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金
壱口 八百万円

三 相続人朝日次郎が取得する財産

(4)(3) (2)(1) 株式会社朝日商店の株式 四万株
○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金
壱口 参百五拾万円
洋画○○作「風景」ほか四点

四 相続人夏野春子が取得する財産

(1) 国分寺市東西町五丁目六番
宅地 八拾九平方メートル
○○社債 券面額 六百万円
現金 七拾万円

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成二十九年五月六日

武蔵野市南北町四丁目八番地

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝 日 花 子
相続人 朝 日 一 郎
相続人 朝 日 次 郎
相続人 夏 野 春 子